



第 9 回 期 日 調 書 (和解)

事 件 の 表 示 令和6年(借子)第2025号  
期 日 令和7年6月18日午前11時30分  
場 所 等 東京地方裁判所民事第22部審問室  
(ウェブ会議の方法による)  
裁 判 官 道 場 康 介  
裁 判 所 書 記 官 内 田 華 子  
出頭した当事者等 申立人ら代理人 塩谷昌則(代理人事務所)  
相手方ら代理人 (代理人事務所)  
(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するため  
に適切なものであることを確認した。)

手 続 の 要 領 等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第2 申立ての表示

申立ての趣旨及び理由は、申立書記載のとおり

第3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 内田華子



(別紙)

当事者目録

東京都江戸川区

申立人

A

東京都江戸川区

申立人

B

東京都江戸川区

申立人

C

上記3名代理人弁護士

塩谷昌則

東京都目黒区

相手方

D

さいたま市

相手方

E

上記2名代理人弁護士

同

同

同

同

以上

(別紙)

和解条項

- 1 申立人らは、相手方らに対し、本日、別紙物件目録記載1の土地（以下「本件土地」という。）についての賃借権及び同目録記載2の建物（以下「本件建物」という。）を代金220.5万円で売り渡し、相手方らはこれを買受けた（以下「本件売買」という。）。
- 2 相手方らは、申立人らに対し、前項の売買代金を令和7年7月末日限り、申立人らが次項の所有権移転登記手続をし、かつ、第4項に従って本件建物の引渡し及び本件土地の明渡しを完了するのと引き換えに、  
銀行 支店の「  
）」名義の普通預金口座（口座番号  
）に振り込んで支払う。但し、振込手数料は相手方らの負担とする。
- 3 申立人らは、相手方らに対し、本件建物につき、前項の期日限り、相手方らから前項の売買代金の支払いを受けるのと引き換えに、本日付け売買を原因とする所有権移転登記手続をする。但し、登記手続に要する費用は相手方らの負担とする。なお、この所有権移転登記手続は、相手方らが本和解調書によって単独登記申請を行う方法で行うものとする。
- 4 申立人らは、相手方らに対し、第2項の期日限り、本件建物内に存するエアコンその他一切の動産類並びに本件土地上に存する立木、エアコン室外機及び消火器その他一切の動産類を収去したうえ、本件建物を現況にて引渡し、本件土地を明け渡す。但し、本件土地上の立木の収去は地表面から15センチメートル以下の高さに伐採するものとする。
- 5 本件建物引渡し及び本件土地明渡し後、本件建物内ないし本件土地上に残置した動産類ないし立木がある場合には、相手方らは、申立人らとその所有権を放棄したものとみなして任意に処分することができるものとし、申立人らは相手方らによる処分に対し一切異議を述べない。但し、相手方らは、申立人らに対し、上記処分に要する一切の費用を請求することができる。
- 6 本件土地の賃料は、第2項の引渡日の分まで発生するものとし、申立人らが既に当月分の賃料を支払い済みの場合は、引渡日の属する月の日数による日割り計算によって精算する。
- 7 本件建物に対して賦課される公租公課は、第2項の引渡日までの分を申立人らが、同引渡日の翌日以降の分を相手方らが、それぞれ負担するものとし、相手方らは、申立人らに対し、第2項の売買代金の支

払時に公租公課の相手方ら負担分を同項に定める銀行口座に振り込んで支払う。但し、振込手数料は相手方らの負担とする。

- 8 相手方らは、申立人らに対し、本件売買について契約不適合責任を免除する。
- 9 申立人らは、その余の請求を放棄する。
- 10 申立人ら及び相手方らは、申立人らと相手方らとの間には、本和解条項に定めるもののほかには何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 11 借地非訟手続費用は各自の負担とする。

以上

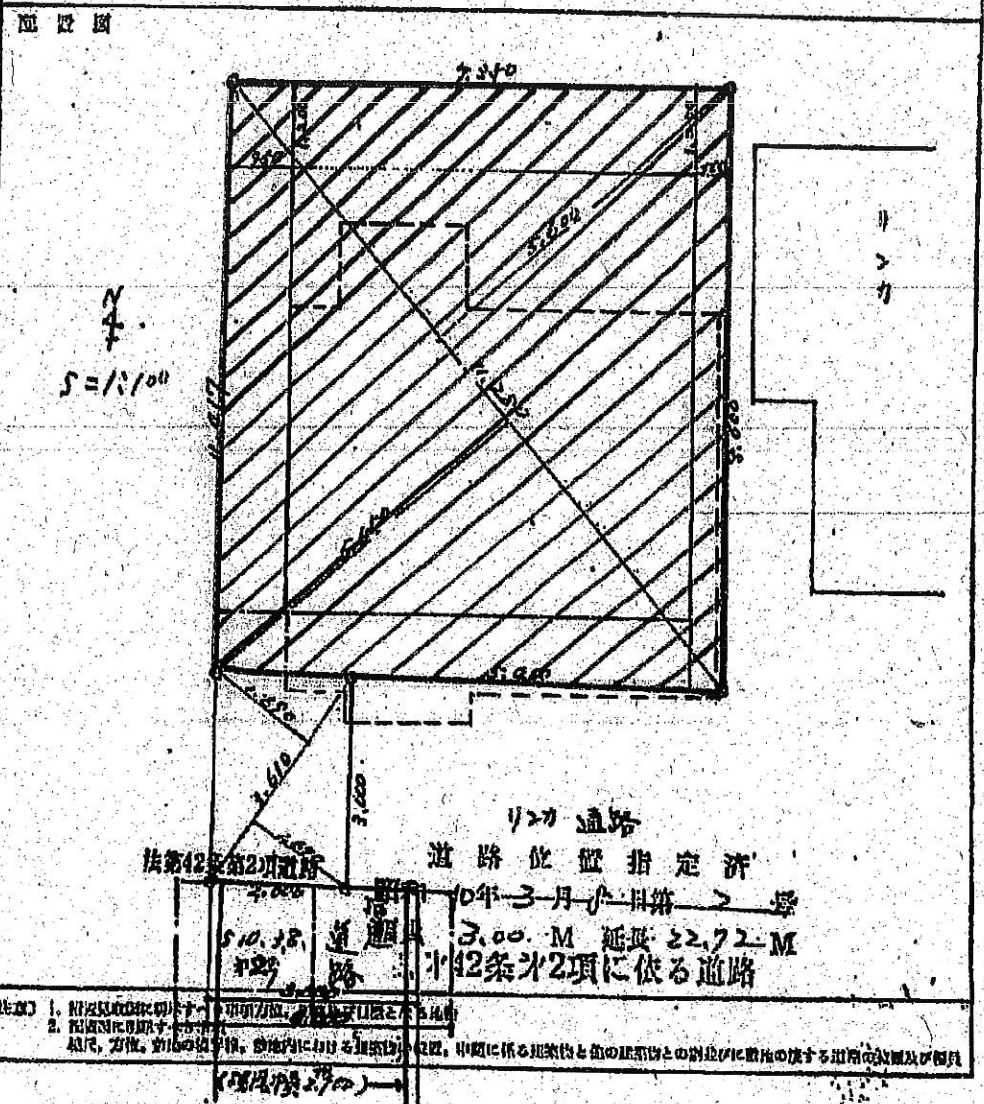
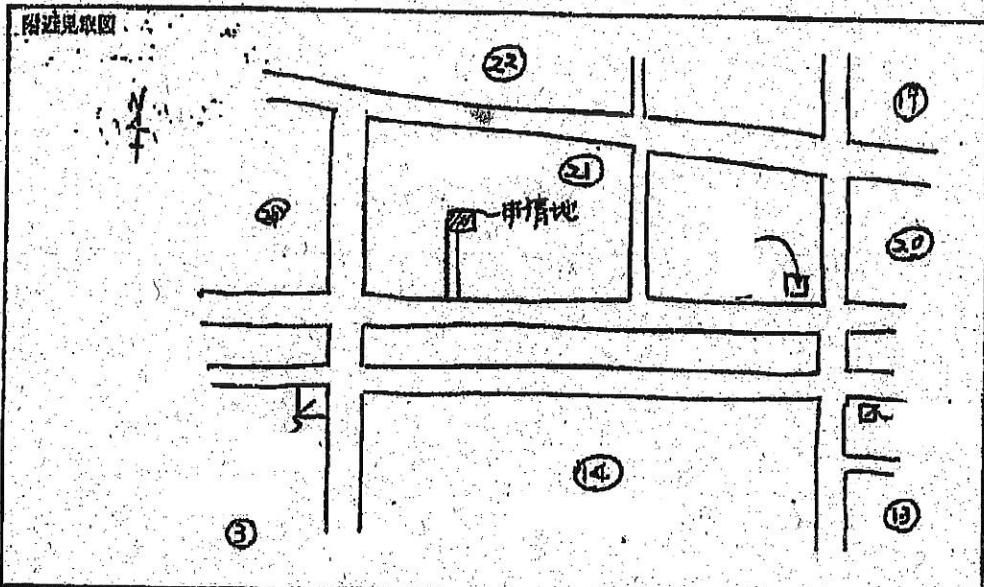
(別紙)

物 件 目 録

1 所 在 目黒区  
地 番  
地 目 宅地  
地 積  $m^2$   
のうち別紙図面の斜線部分  $m^2$

2 所 在 目黒区  
家屋番号  
種 類 居宅  
構 造 木造スレート葺2階建  
床面積 1階  $m^2$   
2階  $m^2$

以 上



これは正本である。

令和 7 年 6 月 23 日

東京地方裁判所民事第 22 部

裁判所書記官 内田 華

